

ふくしま産業育成資金融資制度要綱 新旧対照表

新	旧
<p>ふくしま産業育成資金融資制度要綱</p>	<p>ふくしま産業育成資金融資制度要綱</p>
<p>1～2 (略)</p> <p>3 要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 融資の対象 (本文 略)</p> <p>A B (略)</p> <p>C 雇用促進枠 新たな雇用を伴う事業計画を有し、令和7年3月に県内の高等学校等（県立及び私立の全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校及び特別支援学校高等部並びに専修学校の高等課程をいう。）を卒業予定の者又は令和4年3月以降に高等学校等を卒業した者、障がい者又は外国人を対象とした求人をを公共職業安定所又は職業紹介事業を行うことができる者に提出し、当該求人により雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った者。</p> <p>D (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>改正前のふくしま産業育成資金融資制度要綱、福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(3)⑥についてはこの限りではない。</u></p> <p>3 <u>改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱3(1)で規定する中心市街地は、令和7年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第6条第2項第2号により定めた区域とすることができる。</u></p> <p>4 <u>改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱3(3)で規定する協議会は、協議会が設立されていない場合にあっては、令和7年3月31日までの間</u></p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 融資の対象 (本文 略)</p> <p>A B (略)</p> <p>C 雇用促進枠 新たな雇用を伴う事業計画を有し、令和6年3月に県内の高等学校等（県立及び私立の全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校及び特別支援学校高等部並びに専修学校の高等課程をいう。）を卒業予定の者又は令和3年3月以降に高等学校等を卒業した者、障がい者又は外国人を対象とした求人をを公共職業安定所又は職業紹介事業を行うことができる者に提出し、当該求人により雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った者。</p> <p>D E (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

ふくしま産業育成資金融資制度要綱 新旧対照表

<p>は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者とすることができる。</p> <p>5 改正前の要綱3（3）⑤イで規定する融資利率のうち変動金利については、原則として3月及び9月に見直しを行い、5月1日及び11月1日から適用する。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>別表（略）</p>	<p>別表（略）</p>